

北海道告示第10920号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和4年6月30日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管 その7)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 保護施設等の衛生管理体制確保支援事業 保護施設等が実施する入所者等（当該施設等の入所者、利用者及び職員をいう。）に対する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組を支援することを目的に予算の範囲内で補助する。</p>	<p>救護施設、更生施設、宿泊提供施設、授産施設（社会事業授産施設を含む。）、無料低額宿泊所、その他知事が適当と認めるもの</p>	<p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料、賃借料、備品購入費（30万円以上の備品を除く。）、負担金、補助金及び交付金</p>	<p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局地域福祉課</p>		
<p>2 市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金 コロナ禍における原油価格や物価の高騰の影響が、特に大きいと考えられる低所得の高</p>	<p>市町村</p>	<p>事業を実施するために必要な次に掲げる経費 原油価格・物価高騰の影響緩和を目的とした対象世</p>	<p>2分の1以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局地域福祉課</p>		

<p>齢者及び障がい者世帯に対して、その影響緩和を行う市町村を支援することを目的として、この交付要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付する。</p>		<p>帯への支給（給付）金品（事務費除く）</p>	<p>の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>				
<p>3 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事務費 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事務に必要な経費を交付するため、福祉事務所を設置しない町村に対して、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>福祉事務所を設置しない町村</p>	<p>低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事務のために必要な超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、給料及び超過勤務以外の諸手当（会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。）、報酬、職員旅費、需用費（消耗品費、会議費、燃料費、印刷製本費、光熱水費等）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料等）、使用料及び賃借料、共済費（会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限</p>	<p>10分の10 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 子ども未来推進局子ども子育て支援課</p>	<p>書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部社会福祉課を経由すること。</p>

		る。)、報償費、委託料、負担金、その他知事が必要と認めた経費							
4	北海道子育て世帯臨時特別給付金支給事業 北海道子育て世帯臨時特別給付金の支給に伴い必要な経費を交付するため、市町村に対して、予算の範囲内で補助する。	市町村	北海道子育て世帯臨時特別給付金の支給のために必要な給付金、需用費、役務費、委託料、その他知事が必要と認めた経費	10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課		書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部社会福祉課を経由すること。
5	新型コロナウイルス感染症自宅軽症者等療養体制確保事業 新型コロナウイルス感染症自宅軽症者等療養体制確保事業は、新型コロナウイルス感染症に関して、自宅療養者等の療養体制の課くを行うことにより、公衆衛生の向上を図ることを目的として、予算の範囲内において補助する。	地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条の政令で定める市をいう。)のうち知事が適当と認める者	新型コロナウイルス感染症に関して、自宅療養者等の療養体制の確保を行うために必要な職員手当等、報酬、共済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10分の10以内	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部感染症対策局感染症対策課		